

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則」の改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）が令和 5 年 6 月 16 日に公布されました。

同法において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正され、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を用いて本人確認情報の提供を受けることができる事務として、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「所有者不明土地法」という。）に基づくものが新たに追加されており、令和 5 年 9 月 16 日から施行されます。

これに伴い、申請等を行う個人から住民票の写しの提出を受けなくても、住基ネットを利用して本人確認を行うことが可能となるため、所要の手続において住民票の写しの提出を不要とすることを内容とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 70 号。以下「施行規則」という。）が本日公布されました。

このため、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項に留意いただくとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

記

施行規則に規定される以下の申請等の手続における住民票の写しの提出が不要となる。該当する事務の処理に当たっては、申請等を行う者である個人の氏名及び住所の確認のために住民票の写し又はこれに代わる書類の提出を求めるのではなく、申請等を受けた各地方公共団体にて住基ネットを活用した確認を行うよう留意されたい。

- ・ 施行規則第 4 条第 2 項 所有者不明土地法第 6 条の測量又は調査のための特定所有者不明土地等への立ち入りの許可の申請
- ・ 施行規則第 5 条第 2 項 所有者不明土地法第 7 条第 1 項の測量又は調査のための特定

- 所有者不明土地等の障害物の伐採又は除去の許可の申請
- ・ 施行規則第 19 条 所有者不明土地法第 10 条第 1 項の特定所有者不明土地の使用権等の取得及び第 19 条第 1 項の土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請
- ・ 施行規則第 29 条第 2 項 所有者不明土地法第 22 条第 1 項の特定所有者不明土地の土地使用権等の譲渡の承認の申請
- ・ 施行規則 39 条第 1 項 所有者不明土地法第 27 条第 1 項の収用適格事業及び同法第 37 条第 1 項の都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用裁定の申請
- ・ 施行規則第 55 条第 2 項 所有者不明土地法第 43 条第 2 項の地域福利増進事業等の準備のための土地所有者等関連情報の提供の請求及び同情報の提供の必要性を証する書面の交付の請求
- ・ 施行規則第 56 条第 3 項 同上

以上